

4五監第687号
令和5年1月20日

五島市議会議長 木口利光様
五島市長 野口市太郎様

五島市監査委員 橋本平馬
五島市監査委員 荒尾正登

例月出納検査結果報告の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

例月出納検査結果報告書

第1 検査の基準

この検査は、五島市監査基準（令和2年五島市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 検査の種類

例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定による検査）

第3 検査の対象

令和4年12月分の水道事業企業出納員所管に係る水道事業会計の現金の出納及び保管状況

第4 検査の着眼点

現金の出納事務が正確に行われているかを主眼において実施した。

第5 検査の主な実施内容

前月末現在の計数について、水道事業企業出納員から提出される出納関係諸帳簿、水道事業総括出納取扱金融機関発行の水道事業出納日報、預金通帳等の関係書類を照合することにより実施した。

第6 検査の実施場所及び実施日

- 1 実施場所 監査委員事務局
- 2 実施日 令和5年1月20日

第7 検査の結果

- 1 検査の結果は次のとおりであり、第1から第6までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、水道事業企業出納員の現金の出納事務は正確に行われていると認めた。
 - (1) 月末現在の計数は、出納関係諸帳簿等の関係書類を照合した結果、符合した。
 - (2) 保管現金は、金融機関の預金高の合計額と符合した。
- 2 収入支出の状況及び現金の保管状況は、表1及び表2のとおりである。

